

CONTENTS

- ◆雨の日の運転には注意 2
- ◆令和5年度 通常総会について 3
- ◆夏の交通安全県民運動 3
- ◆軽油価格調査のお願い（5月購入分） 3
- ◆令和5年度各種助成事業 4
- ◆補助金LEVO低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業 4
- ◆全ト協補完・燃料費対策融資制度ご案内 5
- ◆全ト協 自家用燃料供給施設整備支援助成 6
- ◆安全宣言200days 参加募集中 無料 7
- ◆初任運転者指導教育 eラーニング(Web講習) 8
- ◆2023 安全性優良事業所(Gマーク)の申請 9
- ◆月60時間外労働時間超過の割増賃金率 10
- ◆6月は 環境月間 ゴミは持ち帰ろう！ 10
- ◆引越事業者優良認定制度 申請 説明動画 11
- ◆「引越事業者優良認定制度」の申請 11
- ◆2023 引越講習の日程(基本講習・管理者講習) 11
- ◆特殊車両通行許可 道路情報デジタル化要望受付 12
- ◆「高さ指定道路」「重さ指定道路」の要望 12
- ◆トヨタ博物館「トランスポーターズ 日本の輸送を支えているモビリティ」 13
- ◆「標準的な運賃」届出と活用 13
- ◆「標準的な運賃」実態調査結果<浸透・活用状況等> 13
- ◆働きやすい職場認証制度 申請受付 14
- ◆職場の福利厚生充実にベネフィットステーション 15
- ◆2023 エコドライブ活動コンクール参加募集 交通エコロジー・モビリティ財団 15
- ◆「働き方改革推進支援助成金」ご案内 労働局 雇用環境均等部 16
- ◆最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策 18
- ◆運行管理者 一般講習のご案内 22
- ◆運行管理者 基礎講習のご案内 23
- ◆整備管理者 選任後研修 開催のご案内 23
- ◆不正改造車排除運動 24
- ◆新規入会会員様のご紹介 24
- ◆会員様の所在地変更等(会員名簿訂正) 24
- ◆政策協議会の開催報告 25
- ◆理事会及び交付金運営委員会の開催報告 25

\*\*\*\*\*



# ◆ 雨の日の運転には注意

## 梅雨期及び台風期における防災体勢の強化をお願いします

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。

とりわけ近年は、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、ほぼ毎年のように大規模風水害が発生しており、昨年も、7月1日からの大雨により発生した静岡県熱海市の土石流災害を始め、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生し、多数の犠牲者がでました。

このような頻発化・激甚化する災害の被害を踏まえ、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、防災体勢の一層の強化を図られるようお願い申し上げます。

### 雨天時の安全運転術

#### 降り始めこそ油断しない

雨の降り始めは路面が非常に滑りやすいため、慎重に運転しましょう。

#### 昼間でもライト点灯

物が見えにくくなったら、他の車や歩行者からも確認してもらえるように、昼間でもライトを点灯しましょう。

#### 歩行者心理を読む

急な雨のため、左右の安全を確認せずに横断する歩行者がいます。歩行者の動きをチェック！

| 雨の強さ    | 1時間雨量 (mm)   | 屋外の様子                      | 車に乗っていて                                       | 人への影響             |
|---------|--------------|----------------------------|---|-------------------|
| やや強い雨   | 10以上<br>20未満 | 地面一面に水たまりができる。             | —   | 地面からの跳ね返りで足元が濡れる。 |
| 強い雨     | 20以上<br>30未満 |                            | ワイパーを速くしても見づらい。                               |                   |
| 激しい雨    | 30以上<br>50未満 | 道路が川のようになる。                | 高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーニング現象）。 | 傘をさしていても濡れる。      |
| 非常に激しい雨 | 50以上<br>80未満 | 水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。 | 車の運転は危険である。                                   | 傘は全く役に立たなくなる。     |
| 猛烈な雨    | 80以上         |                            |   |                   |

#### 豪雨時、アンダーパスは通行しない

冠水したアンダーパスや地下トンネルでは、車が浸水して立ち往生する危険があります。

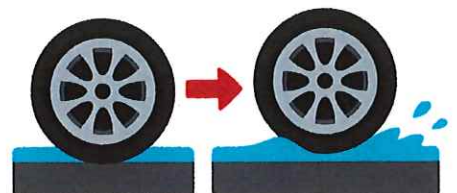
### 短時間強雨のおそれがあるときは運転は控える

上記の表は、気象庁のホームページに掲載されている「雨の強さと降り方」から抜粋したものです。1時間に50ミリ以上の降雨量となる、いわゆる短時間強雨のときは「車の運転は危険」です。天気予報などで気象情報をチェックし、短時間強雨のおそれがあるときは、不要不急の運転はできるだけ控えるようにしましょう。 ※気象庁のホームページ「雨の強さと降り方」より抜粋

### 注意！！ ハイドロブレーニング現象

雨中を走行すると、車がスキーのように滑走するハイドロブレーニング現象が発生する恐れがあります。この現象が発生すると、ハンドルやブレーキがまったく利かずに非常に危険です。

すり減ったタイヤ、空気圧が低いタイヤで発生しやすくなります。タイヤの溝をチェックし、空気圧を適正にして、スピードを抑えて走行しましょう。



## ◆ 令和5年度 通常総会について



三重県トラック協会（本部）  
日時 **6月14日**（水）15:00～  
場所 ホテルグリーンパーク津

本年度の通常総会は 懇親会を含め、通常に戻しての開催となります。  
5月30日に総会開催案内と議事資料を各会員様あてにお送りしました。

総会への出欠回答ならびに委任状にて議決権行使を  
いただくための返信ハガキを同封しております。

出欠回答がまだの会員さまは、返信いただきますようよろしくお願い申し上げます。

## ◆ 夏の交通安全県民運動

夏はレジャー等による交通の流れ・量とも変化  
することに加え、開放感や暑さからの疲労により  
交通事故が多く発生します。

一人一人に交通安全思想の普及・浸透をはかり、  
交通ルールの遵守と正しい交通マナーを  
習慣づけ 交通事故の防止を  
徹底して下さい。

期間 **7月11日**（火）～**20日**（木）

三重県交通安全県民運動 スローガン

**やさしさが 安全つなく 三重の道**

～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

### 運動の重点

- ①こどもと高齢者の交通事故防止
- ②横断歩道における歩行者優先の徹底
- ③シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤自転車等の安全利用の推進

< チラシ >を  
同封しました

## ◆ 軽油価格調査のお願い（5月購入分）

**4ヶ月毎の軽油価格調査にご協力をお願いします**

同封の調査用紙<5月購入分の軽油価格>にご記入いただき **6月19日**（月）  
までにFAXにて返信いただきますようお願いいたします。

皆様から返信いただいた価格を集計し7月上旬の郵便物で結果をご案内します。

# ◆ 令和5年度各種助成事業について

## ～6月1日から助成金の受付が始まりました～




同封しております助成金の冊子またはトラック協会ホームページをご確認ください  
 助成金申請における注意事項等も記載しております。  
 ご不明な点は総務部までお問い合わせください。 TEL:059-227-6767

# ◆ LEVO 低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業

- (1) 中小トラック運送業者に対し、燃費性能の高い低炭素型ディーゼルトラックの導入補助金があります。
- (2) 補助対象の低炭素型ディーゼルトラックとは、排出ガス規制識別記号が以下の新車新規登録車を指します。

予算:28億 **1事業者4台まで**

車両区分によって対象となる排ガス規制識別記号が異なるのでご注意ください。

| 車両区分 (※GVW: 車両総重量)  | 排出ガス基準 |    | 2015年度燃費基準 |                 |                  |        |
|---|--------|----|------------|-----------------|------------------|--------|
|   |        |    | 達成～        | +5%以上<br>～10%未満 | +10%以上<br>～15%未満 | +15%以上 |
| <b>小型車</b><br>GVW3.5t超<br>～7.5t<br> | 平成28年  | 適合 | -          | 2PG<br>X        | 2RG              | 2TG    |
| <b>中型車</b><br>GVW7.5t超<br>～12t<br> | 平成28年  | 適合 | 2KG<br>X   | 2PG<br>X        | 2RG              | 2TG    |
| <b>大型車</b><br>GVW<br>12t超<br>      | 平成28年  | 適合 | 2KG<br>X   | 2PG             | 2RG              | 2TG    |

詳しい内容等につきまして  
 は下記のURLにてご確認頂くか、トラック協会のHPでもご案内しております。

新車の購入、廃車の有無、その他条件等自動車販売店にて事前にご相談下さい。

### 低炭素型ディーゼルトラック補助金額

| 車両区分      | 金額<br>2015年度燃費基準比 | 廃車          |               |
|-----------|-------------------|-------------|---------------|
|           |                   | 有           | 無             |
| <b>大型</b> | +10%以上            | <b>75万円</b> | <b>50万円</b>   |
|           | +5%以上<br>～10%未満   | <b>50万円</b> | <b>37.5万円</b> |
| <b>中型</b> |                   | <b>42万円</b> | <b>28万円</b>   |
| <b>小型</b> |                   | <b>15万円</b> | <b>10万円</b>   |

[http://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/r5\\_index.html](http://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/r5_index.html)

◇環境優良車普及機構LEVOでは運送事業者向けに以下の補助リース事業も予定されています。  
 LEVOのHP等でご確認下さい。

・クラウド型デジタコ等の車両動態管理システム導入補助を活用した「デジタコ等の導入支援リース事業」

・2025年度重量車燃費基準適合車は+5万円

\*環境省による CNG車・ハイブリッド車の導入を補助する「環境対応車導入事業」は、補助内容が判明次第ご案内します。(執行団体:日本自動車輸送技術協会「JATA」)

# ◆ 令和5年度 全ト協補完・燃料費対策融資制度のご案内

全日本トラック協会では事業規模が1億円以上の大規模投資を行う際や、三重県トラック協会の融資制度で限度額を超えて車両の導入を行う際に、利子補給を行うことにより低金利で設備投資資金の融資が受けられる融資制度を設けています。

**融資対象物** **令和5年4月1日～令和6年3月31日** までに実施するもの

## 補完融資

### 投資金額が1億円以上の下記資金

- ①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
  - a 近代化・合理化のための事務機器等の設置購入資金
  - b 設備の「補修・改修」資金
- ② 人材確保及び生産性向上のための設備
  - a 福利厚生施設の整備資金
  - b 荷役機器購入資金 **※車両購入及び改造は除く**

## 燃料費対策融資

### 三重県トラック協会の限度額3千万円を使用(申込)済みの会員

- ①ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両  
車両識別記号がT, S, Q、2等から始まる車で2桁目がC,D以外の車両  
**※融資対象となるのは車両代(税込)です。登録諸費用等は対象外です。**
- ②自家用燃料供給施設整備に必要な資金

## 融資条件等

| 種類                               | 補完融資  | 燃料費対策融資                           |
|----------------------------------|---|-----------------------------------|
| 予算                               | 30億円  | 40億円                              |
| 融資利率                             | 1.4% (R5.6.1現在)                                       |                                   |
| 利子補給率                            | <b>0.4%</b>   |                                   |
| 実質金利                             | 1.0% (R5.6.1 現在)                                      |                                   |
| 償還期間                             | 10年以内   | 5年以内                              |
| 公募期間<br><small>予算に達し次第終了</small> | <b>6月12日(月) から<br/>11月30日(木) まで</b>                   | <b>7月3日(月) から<br/>10月2日(月) まで</b> |
| 限度額                              | <b>投資額の30%以内(上限5億円)</b><br>ただし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円 | <b>2千万円</b>                       |

## 必要書類

下記申込書類を **三重県トラック協会** へご提出下さい。

- ①融資推薦申込書(資金使途・担保・組合加入状況等)  
※商工中金へ出資している組合に加入(未加入の場合は加入予定)が条件です。
- ②企業要項(資本金・規模・従業員数・業績2期分・取引銀行等)
- ③事業計画書(計画概要・借入金額等)
- ④承諾書

協会HPより  
ダウンロードして  
ください

### 【添付書類】

#### \*【設備等の内容が分かる書類】

- 【土地購入の場合】公図、所在地図、契約書、造成工事の注文書又は見積書
- 【建物の場合】平面図、所在地図、契約書又は見積書
- 【その他・車両等】注文書又は見積書

#### \*【返済予定表など借入がわかる書類】(つなぎ融資の場合のみ)

※つなぎ融資は対象金額分のみを手形か当座借入にて行ってください。



お問い合わせ先：三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767

## ◆ 全ト協 自家用燃料供給施設整備支援助成

軽油供給施設の新設もしくは軽油専用タンクの増設を行う場合にその費用の一部を全日本トラック協会が助成します。

- 【助成対象】 会員事業者・協同組合が①軽油タンクの新設 ②増設・増設を伴う代替を行い  
**令和5年4月1日～令和6年2月29日までに市町村(各市町村地区消防組合等)より  
 危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払を完了するもの**  
 ただし、交付申請は1施設・1基1回限り（新設か増設のどちらかのみ）  
 また、過去（H20～26年度及び28～令和4年度）に同事業による助成金を受けた会員と  
 協同組合・連合会は対象外となります

|             | ①新設                    | ② 増設<br>増設を伴う代替      |
|-------------|------------------------|----------------------|
| 助成金額        | 100万                   | 30万                  |
| 危険物取扱所設置許可書 | <b>設置許可書</b>           | <b>変更許可書</b>         |
| 注意          | 貯蔵する油種のうち軽油が1/2以上であること | 軽油の貯蔵量が増設前と比べて増加すること |

【申請期間】 **令和5年8月1日(火)～令和5年10月31日(火)** ※予算に達し次第終了となります

### 【申請の流れ】

市町村より設置許可交付 → 工事施工契約 → **助成金申請** → 全ト協から交付決定通知 → 市町村より完成検査済証交付 → **実績報告提出** → 助成金交付

【申請書類】（提出部数1部） ※会員事業者と協同組合・連合会では一部様式が異なります

|            |  |
|------------|--|
| 助成金<br>申請時 | ①（様式1）自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書 ※協同組合は（様式3）<br>②工事請負契約書（写）または注文書・注文請書（写）または割賦販売契約書（写）<br>③危険物取扱所の設置（または変更）許可申請書（写）及び設置（または変更）許可書（写）<br>④（様式4）大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書  |
| 実績<br>報告時  | ①（様式6-1）自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書 ※協同組合は（様式6-3）<br>②施設整備に伴う図面（全体の概要図・平面図・立面図・所在地の記載を含む周辺地図）<br>③工事費用請求書及び明細書（写） <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">平面図はタンク容量・油種が記載してあること</span><br>④対象経費の支払いが完了していることを証する書類（領収証・賦払金支払明細表(写)など）<br>⑤危険物取扱所の完成検査済証（写）<br>⑥工事施工前・施工中・完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できる写真） |

**申請用紙については、下記ホームページからダウンロードしてください**

【提出先】 会員は三ト協へ提出（一社）三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767  
組合は直接全ト協へ提出（公社）全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL 03-3354-1056

詳細は、全日本トラック協会のホームページをご確認ください

全ト協 令和5年度 軽油供給施設 → 検索

[https://jta.or.jp/member/shien/keiyu\\_kyokyushisetsu2023.html](https://jta.or.jp/member/shien/keiyu_kyokyushisetsu2023.html)

安全宣言を行ない 事故・違反<sup>ゼロ</sup>に  
取り組んで頂く事業所を募集中です  
営業所単位で200日ロングランラリー  
多くの皆様の参加をお待ちしています

# 安全宣言事業所

チャレンジ123

+Plus 77

安全宣言  
200days

とりくみ **7/1** から 200日 無事故・無違反を続けてください

- ・7/1~10/31=123日にチャレンジ
- ・11/1~1/16=77日追加チャレンジ 合計200日

- ①営業所単位で 安全宣言の署名を行っていただきます。
- ②事故・違反の有無についてカレンダーに記録を残してください。

参加申込み 締切 **6/30** (金) トラック協会に必着



- ・安全宣言カレンダーが「参加申込み」のエントリーシートです。協会HPからダウンロード可能です。(またはお電話でご請求ください。)
- ・皆様で署名いただき、シートの下半分をトラック協会へ FAXでお送りください。(会社名と参加者の署名部分) TEL:059-227-6767 FAX:059-225-2095
- ・営業所単位でのチーム制。1枚1チームです。人数の制限はありません。

- ・カレンダーは、必要枚数をコピーしご利用下さい。ドライバー全員参加を前提にお願いします。また、社員様の人数に応じ12名未満もOKです。
- ・三重県トラック協会ホームページに「安全宣言事業所」として取り組みを掲載します。
- ・「無事故・無違反200日」達成で、表彰状を贈呈します。(表彰単位はエントリーカレンダーのチームごとです)

## 無事故・無違反の申告ルール 自主申告です

- ・事故 → 軽微な物損事故で、損害額1万円以下は、事故なしで記録します。
- ・違反 → 交通違反による切符の交付の有無で違反の有無を判断し記録します。
- ・「安全宣言200days」と「三重県のチャレンジ123」は、別の取り組み企画ですが「両方」参加頂くことをお勧めします。
- ・「チャレンジ123」は、別途の参加申込みが必要です。こちら6/30 締切です。  
なお「両方参加」を「安全宣言200days」の参加条件としておりません。(任意です)
- ・両方取組む場合に わかりやすいようスタートから123日間の日程をあわせています。

## エントリー 特典

6/30 までに 署名したカレンダーでエントリー  
いただいた皆様に抽選で 参加プレゼント!

A:2000名様

液体洗剤 (トップ)  
+  
トラック  
フェイスタオル



B:2000名様

Ziploc  
(フリーザーバッグ)



+  
ミニトーチライト



(※都合により記念品が変更になりました、ご了承ください)

参加多数で抽選にもれた場合はご容赦ください。  
当選のご連絡は 7月中旬の予定です。

## ◆ 初任運転者指導教育 eラーニング（Web講習）

### 予約方法変更 インターネット受付となりました

三重県トラック協会 会員様

**受講無料**

トラック協会では、数ヶ月毎に 初任運転者特別講習(2日間)を実施しておりますが、別途、eラーニングでも初任運転者教育がご利用いただけます。



### ◇申込み 三重県トラック協会ホームページからの予約制です。 インターネット申込み

①三重県トラック協会ホームページ → 会員の皆様へ → 初任運転者指導教育にお進みください

②申込みフォームに直接入力してください

詳細は三重県トラック協会HP 初任運転者指導教育 に記載しております。

#### \* インターネットからのお申込みで予約が確定します

うまくすすまない場合は、お電話でご案内しますのでお尋ね下さい。059-227-6767

- ・各期間で定員（5名）がございます。お早めにお申し込み下さい。
- ・定員に達した場合は **席数ボタン** の選択は出来なくなります。
- ・受付締め切りは、受講開始日の3日前まで です。
- ・選択した5日間の日程内で、都合の良い時間に受講し、最後まで進んで下さい。
- ・受講終了後、【修了証・指導教育記録簿】がメールで届きます。
- ・指導テキストの印刷が可能です。

◇内容・初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間をパソコンで学習します。

### 12項目+危険予測講座+実力テスト 合計約12時間のeラーニングです。

なお、追加で「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行ない、12時間のeラーニング+実車指導3時間、合計15時間の指導時間として下さい。

(指導記録も残して下さい)

- ★パソコン、タブレット、スマホで個別受講、大人数での集合研修不要
- ★24時間いつでもどこでも何度でも受講できる
- ★国交省の指導指針に準拠した最新の講座内容、内容は毎年リニューアル
- ★動画やイラスト、音声解説で分かりやすい
- ★講座はすべてオンライン配信、研修管理の作業は不要
- ★理解度チェックテストで効果測定後、適格なフォローが可能



# ◆ 2023年度 安全性優良事業所(Gマーク)の申請 について



運送事業者の安全性向上への取組みを評価して公表する  
「貨物自動車運送事業安全性評価 Gマーク」

利用者が より安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者の皆様  
全体の安全性の向上に対する意識を高めていただくための認定制度です。

**評価項目** ★「100点満点中80点以上」 各項目においても基準点以上が必要

|                     |                      |                                    |
|---------------------|----------------------|------------------------------------|
| ① 安全性に対する<br>法令の遵守  | (配点40点)<br>(基準点数32点) | ・地方実施機関の巡回指導結果<br>・運輸安全マネジメント取組状況  |
| ② 事故や違反の状況          | (配点40点)<br>(基準点数21点) | ・重大事故<br>・行政処分状況                   |
| ③ 安全性に対する<br>取組の積極性 | (配点20点)<br>(基準点数12点) | ・安全対策会議の実施、運転者の教育<br>などの取組みの自己申告事項 |

## ③安全性に対する取組の積極性の配点方法の変更

| 「現行」  | 「変更後」  |
|---|--|
| ①事故防止マニュアルの活用<br>②事業所内の安全対策会議の実施<br>③荷主との安全対策会議の実施<br>④自社独自の運転者研修の実施<br>～<br>⑪健康対策等の先進的取組 | <b>各グループ毎で1項目以上の加点が必要</b><br>①運転者の指導教育<br>②安全の会議・QC活動<br>③法定基準以上の取組<br>④その他<br>※各グループで、加点がない場合は基準点数を満たしている場合でも認定要件に該当しません。 |

ほかには、認可届出事項の遵守や社会保険等の加入が適正になされている。

などの要件をすべてクリアした事業所を「**安全性優良事業所**」として認定しています。

## 1. 2023年度申請案内

①三重県トラック協会(津)及び北部輸送SC  
(四日市)でお渡しします。

②郵送ご希望の場合はご連絡下さい

③インターネットによる申請案内頒布 ⇒  
全日本トラック協会HPよりダウンロード出来ます

申請書類 Web申請書作成システムにて申請

## 2. Web申請システム稼働期間

事前に申請書の作成が出来ます。  
Web申請システム稼働期間

**5/29(月)～7/14(金)**

受付期間内に「申請」ボタンをクリックしてください。

申請受付期間に「申請」ボタンをクリックしなかった場合は申請が完了しておりませんのでご注意ください。

**新規申請・更新A・C申請は、「安全性に対する取組の積極性」の挙証書類を受付期間までにご提出ください**

「新規・初回～5回目更新」と「6回目更新」では、申請方法が異なりますので、ご注意ください。

今年度更新対象事業者へ「Gマーク更新のご案内ハガキ」が、全日本トラック協会より郵送されています。  
届いていない場合は三重県トラック協会までご連絡ください。

## 3. 申請受付期間

**7月1日(土)～14日(金) ※土日を除く 9:00～17:00**

#### 4. 申請受付(提出先)

- ① **郵送の場合** 簡易書留(信書)など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。  
7/1 ~ 7/12 の必着です。期間前及び以降の受付はできません。

※郵送での申請提出の場合は、申請書式の過不足は確認しますが、申請内容の確認、また書類の返送は対応できません。記載間違えないよう十分ご確認をお願いします。

郵送先 〒514-8515 津市栄町1丁目 941 三重県トラック協会 適正化事業部

- ② **持参の場合** **トラック協会(津)及び北部輸送SC(四日市)にて受付します。**

※申請内容の確認をご希望の場合は、従来通り持参での提出をお願いします。

北部輸送SCでも受付します(受付期間は7/1~7/12 郵送の場合と同じです)

申請方法等の詳細は、全日本トラック協会ホームページをご確認下さい。

[https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/get\\_nintei.html](https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/get_nintei.html)

※例年申請期間は大変混雑します。期間後半ほど混雑する傾向ですので、お早めのご提出をお願い致します。

事前の書類確認ご対応致します。ご不明な点ございましたらご連絡ください。

三重県トラック協会 適正化事業部 Tel059-227-6767

### ◆ 月60時間外労働時間超過の割増賃金率

中小企業に対する猶予期間は終了し、全ての事業主に、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられました

月60時間超えの時間外労働に対する  
割増賃金率は50%以上になりました。

右図のリーフレットを同封しています。詳細については、下記のホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_rouou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_rouou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html)

全ての事業主が 令和5年4月から

月60時間を超える時間外労働に対し、**50%以上の割増賃金率**で計算した割増賃金を支払わなければなりません!

時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金率

| 業種    | 令和5年3月31日まで | 令和5年4月1日から適用 |
|-------|-------------|--------------|
| 大企業は  | 50%         | 50%          |
| 中小企業は | 25%         | 50%          |

中小企業には適用が猶予されていましたが、平成30年6月に成立した働き方改革関連法により、中小企業においても令和5年4月より月60時間を超える部分の時間外労働の割増賃金率が、25%から50%に引き上げられます。  
該当する従業員がいかがチェックをし、早めに対策を検討しましょう!

JTA 全日本トラック協会  
厚生労働省

### ◆ 5月に続き 6月は 環境月間です ゴミは持ち帰ろう!

6月:緑化、省エネ、ゴミ削減、SDGsなどトラック 環境保全活動 月間です

5月:ゴミ削減、清掃、落書き消しなど トラック 環境美化活動 月間でした

STOP! 不法投棄

ゴミは持ち帰ろう!

(公社) 全日本トラック協会/都道府県トラック協会

ステッカーのご希望は、お電話またはFAXでお知らせください。

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

## ◆ 引越事業者優良認定制度 申請受付開始に伴う 説明動画

### 「引越事業者優良認定制度」説明動画

**YouTube配信** でご覧いただけます。

動画を視聴の際はお手元にご用意ください。

- 申請案内：制度の申請概要
- 申請案内：新規申請
- 申請案内：更新申請
- 申請案内：特例



## ◆ 「引越事業者優良認定制度」の申請について

今年度の「引越事業者優良認定」申請受付は、右記にて行われますのでご案内します。

- ① 「安全・安心な事業者の見える化」
- ② 「コンプライアンスの向上」
- ③ 「引越における苦情やトラブルの防止」

上記①②③を目的に、認定事業者には優良事業者の証として「引越安心マーク」が交付されます。

### 全日本トラック協会HP掲載

- ◆ 申請期間（郵送受付）  
2023. 7. 20(木)～8. 2(水) (当日消印有効)  
詳細は全日本トラック協会のHPをご確認ください。
- ◆ 申請書類の頒布  
申請書類を全日本トラック協会のHPからダウンロードしてください。(Excel版・PDF版)  
※更新事業者には直接郵送されます。

### ＜申請書送付先 及び 相談窓口＞

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5  
公益社団法人 全日本トラック協会  
引越事業者優良認定制度 申請受付 係  
TEL 03-3354-1038 FAX 03-3354-1019  
メール：hikkoshi-ansin@jta.or.jp



三重県トラック協会ホームページ  
上記バナーからも全ト協にリンクします。

## ◆ 2023年度 引越講習の日程（基本講習・管理者講習）

2023年度の引越講習は下記日程で開催予定です。  
受講希望申込は4月の定期郵送物同封の「開催のご案内」にてお願い致します。

### 「引越 基本講習」

日時

**7月13日** (木)

10:00～16:00

場所

三重県トラック協会（津）

### 「引越 管理者講習」

日時

**7月14日** (金)

10:00～16:00

場所

三重県トラック協会（津）

## ◆ 特殊車両通行許可 道路情報デジタル化要望区間の受付

道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行において、特殊車両通行許可の審査長期化の解決のためにはデジタル収録の「道路情報便覧」が必要です。

優先的に道路情報便覧への収録を求める道路区間についての会員様の声を  
全日本トラック協会から国土交通省に対し要望を行ないます。

道路情報便覧未収録道路で早急に収録してもらいたい道路区間をお知らせ下さい。

詳細、要望書式は三重県トラック協会HP 2023/5/12『道路関係情報のデジタル化要望区間の受付』  
にございます。

内容をご確認いただき、三重県トラック協会へメールでご提出下さいますようお願い申し上げます。

### 対象区間

特殊車両の通行のため道路関係情報のデジタル化を希望する区間が対象  
(道路情報便覧への収録)

- ① 高速自動車国道 ② 一般国道 ③ 都道府県道 ④ 市町村道

## ◆ 「高さ指定道路」「重さ指定道路」の追加要望について

### 「高さ指定道路」

一般道を通行する車両の高さは3.8mまでが限度ですが  
「高さ指定道路」は高さ4.1mまで通行可能です。

トラック協会は「背高国際海上コンテナ」等の輸送ルートで、  
道路の保全および交通の危険防止などに支障がない道路であれば、  
新たに「高さ指定道路」としての追加を、警察庁、国土交通省あてに要望を行っています。

- ① 背高国際海上コンテナ車
- ② ダブル連結トラック (高さ4.1mの基準緩和車両)
- ③ 貨物積載状態で高さ3.8mを超え4.1mまでの単体物輸送車

◇高さ指定、団体別とりまとめ種別

背高国際海上コンテナの輸送

……(公社)全日本トラック協会

車両の陸送(キャリアカー等)

……(一社)日本陸送協会

貨物鉄道等の輸送

……日本貨物鉄道(株)

プレハブ住宅の部材等の輸送

……(一社)住宅生産団体連合会

「重さ指定道路」 一般道路において通行する 車両の重さの限度は20トンまで (一般的制限値)  
ですが、道路管理者が道路の構造、保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めた「重さ指定  
道路」は、総重量の一般的制限値が車両の長さおよび軸重に応じて最大25トンまでとなります。

「重さ指定道路」の指定を希望する区間について、関係行政機関に対して要望を行なっています。  
要望区間の審査が行われ、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がなく、指定が可能と  
判断された場合には新たに「重さ指定道路」として定されることとなります。

### 「高さ指定道路」・「重さ指定道路」の要望提出について

詳細、要望書式を三重県トラック協会HPでご確認下さい。  
要望はメールでご提出いただきますようお願い申し上げます。

2023/5/12 『「高さ指定道路」の指定に関する要望受付』

2023/6/ 6 『「重さ指定道路」の指定に関する要望受付』

## ◆ トヨタ博物館 「トランスポートーズ 日本の輸送を支えているモビリティ」

トヨタ博物館では 企画展  
「トランスポートーズ 日本の輸送を支えているモビリティ」  
を開催しています  
開催期間 7月17日まで

この企画展は、戦前のオート三輪から1990年代の特徴ある輸送車両13台を展示し、輸送車両にかけた自動車メーカーの想いと、いつも私たちの生活を支えてくださる輸送に関わる皆様への”感謝”を伝える展示内容とのこととさせていただきます。

開催のチラシを同封しました。この機会にトヨタ博物館を訪ねてみてはいかがでしょうか。

## ◆ 「標準的な運賃」届出と活用 〈燃料費と人件費を転嫁〉

運賃届出先が三重県となる

届出数 / 会員数 2023/5/31現在 届出は全会員様の90%を越えています  
763 / 817 届出率 93.4% 未届けの会員様は、早期届出を！

次は 実運賃への反映にむけた 荷主様理解へと つなげて下さい  
「2024年問題への対応が急がれます」 荷主様啓発も積極的に行います

## ◆ 「標準的な運賃」に係わる実態調査結果の公表 〈浸透・活用状況等〉

国土交通省は、令和2年4月告示の「標準的な運賃」の活用状況等について、トラック運送事業者及び荷主企業を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果が公表されました。

1. 調査期間 令和5年2月7日～3月31日
2. 調査方法 事業者及び荷主に対するアンケート
3. 調査対象 全日本トラック協会会員事業者及びホワイト物流推進運動において把握した荷主企業
4. 調査結果(概要)

○回答した事業者のうち、令和3年度は、運賃交渉を実施した事業者は約52%。

このうち荷主から 一定の理解が得られた事業者が約33%。

即ち、事業者全体のうち運賃交渉について荷主から一定の理解が得られた事業者は約15%であった。

○令和4年度では、運賃交渉を行ったトラック事業者は約69%。

このうち荷主から一定の理解が 得られた事業者は約63%。

即ち、事業者全体のうち運賃交渉について荷主から一定の理解が得られた事業者は約43%であった。

○令和2年度の初めに「標準的な運賃」を告示して以降、2年目の令和3年度に運賃交渉について荷主の理解を得られた事業者は約15%であったものが、3年目の令和4年度に約43%と約3倍増となったことは一定の成果がある。

○しかしながら、未だ半分以下にとどまっており、成果としては道半ばである。

○なお、回答した事業者の約76%が「標準的な運賃」の延長を希望している  
(現行制度はR6.3末まで)

詳細URL [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000273.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000273.html)

## ◆ 働きやすい職場認証制度 申請受付について

### 会員事業所の積極的な認証取得をおすすめします

職場環境改善に向けた運送事業者の取組みを「見える化」する「働きやすい職場認証制度」。

会員運送事業者様の「従業員採用」、特に 運転者としての就職採用をすすめてドライバー不足を解消するために、従業員の働きやすい職場づくりが必要になっています。

「働きやすい職場」として積極的に認証取得に取り組みられることをおすすめします。

7月より、今年度の申請受付が始まります。

### 働きやすい職場認証制度 申請受付期間

- ★ 1つ星の新規募集・継続募集
- ★★ 2つ星の新規認証→「1つ星」取得事業者対象

令和5年 **7月18日**～**9月15日**

- ★★★ 3つ星の新規認証も受付が始まります  
→「2つ星」取得事業者対象

令和5年 **9月19日**～**10月16日**

※認証有効期限が2024年3月31日までの事業者様は「1つ星」の継続 または「2つ星」の新規申請をお願いします。

#### ◇審査内容

- ①法令遵守
- ②労働時間・休日
- ③心身の健康
- ④安心・安定
- ⑤多様な人材の確保・育成
- ⑥「自主的、先進的な取組み」について

所定の取組要件を満たす必要があります。

(⑥は「2つ星」と「3つ星」で審査対象となり、「1つ星」は参考数値として提示されます)

#### ◇認証活用

ハローワークの求人票に認証マークを表示、インターネットサービスでは「認証」検索で求人検索が可能  
その他求人サイトでの「認証の特集ページや検索」。損害保険会社の「労災上乗せ保険の割引」等

#### 「働きやすい職場認証制度」とは

ドライバーの労働条件や労働環境を求職者が容易に確認できるよう、第三者機関が評価認証を行う制度です。運転者としての就職を促進するために 国土交通省、厚生労働省が連携し推進しています。

認証の申請先は 一般財団法人  
**日本海事協会(ClassNK)**です  
TEL 03-5226-2412

#### ◇審査登録料金 (税込)

「1つ星」「2つ星」  
審査料：55,000円／1申請  
※ネット申請新規は33,000円  
" 継続は16,500円  
+(3,300×本社を除く営業所数)

「3つ星」  
審査料：147,000円／1申請  
※ネット申請新規は127,000円  
+(3,300×本社を除く営業所数)

「1つ星」「2つ星」「3つ星」  
登録料：66,000円  
+(5,500×本社を除く営業所数)

#### 認証取得の助成を行っています。

- ・新規取得、上位認証新規取得：**3万円**
- ・同位認証 継続：**2万円**

申請方法の詳細や認証に必要な要件等は インターネットで「働きやすい職場認証制度」で検索し ご確認下さい。

## ◆ 職場の福利厚生充実に ベネフィットステーションのご紹介

福利厚生充実の必要性を感じておられる会員様向けに 福利厚生サービス「ベネフィットステーション」がございますのでご案内いたします。

- ・トラック事業者向けに設定されたパッケージが安値にて契約可能です。
- ・「働きやすい職場認証」取得の際の審査項目においても有効に活用できます。
- ・従業員様には 福利厚生サービスの充実が 社員満足度の向上へと繋がります。
- ・詳細をご希望の場合は 内容をご案内できるようサービス提供会社におつなぎします。

(※ベネフィット・ワン提供の福利厚生サービスを利用します)

### \*特徴

- ①入会金 なし
- ②料金 社員1名あたり 500円/月額
- ③福利厚生 会員制 割引優待サービスなど  
140万件の利用が可能となります。
- ④個人賠償責任補償 付帯します
- ⑤介護相談・医療相談 付帯します

**ベネフィットステーション**  
**トラック運送事業者向け**  
**特別パッケージ**  
働きやすい職場認証制度  
対応型プラン  
別紙の案内をご覧ください

## ◆ 2023年度 エコドライブ活動コンクール参加募集 交通エコロジー・モビリティ財団

優れたエコドライブ活動を実践している事業者を表彰する「エコドライブ活動コンクール」の参加募集が行われています。

◇ 募集期間 **7/7** (金) まで

◇ 詳細と応募については  
ネットでご確認下さい

**「エコドライブ活動コンクール」で**

**検索**

<https://www.ecodrive-activity-concours.jp/>

◆ 表彰 国土交通大臣賞/優秀賞/優良賞

◆ **参加費用 無料**

### 参加メリットは？

社内の  
**意識向上・活性化**  
につながります

エコドライブ推進の  
**支援ツール**  
が手に入ります

自社の活動レベルを  
**客観的に評価**  
できます

参考となる他社の  
**優秀な取組事例**  
が手に入ります

### 審査の基準は？

本コンクールは、燃費の改善状況だけを審査するものではなく、事業者のエコドライブ活動の取組内容を幅広い観点から審査します。

|            |  |
|------------|--|
| 1. 取組体制の整備 | どのような社内体制(方針、目標、管理体制など)で活動を行っているか。                           |
| 2. 教育の実施   | 従業員にどのようなエコドライブの教育・指導を行っているか。                                |
| 3. 燃費管理    | どのような仕組みで燃費データを収集・管理しているか。                                   |
| 4. 活動成果    | どの程度の燃費向上を達成しているか。<br>燃費以外の副次的効果とエコドライブ活動に対する評価をどのように行っているか。 |
| 5. 継続実績と方策 | エコドライブ活動を継続するため、どのような取組を実践しているか。                             |

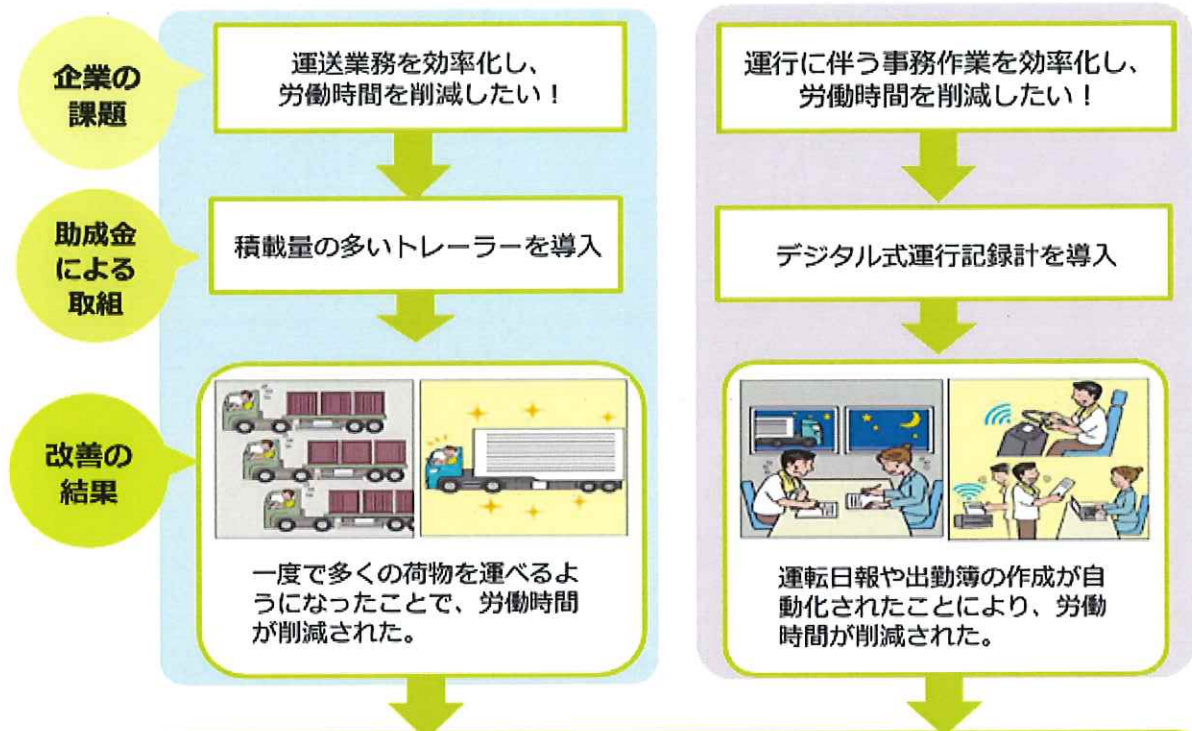
# ◆「働き方改革推進支援助成金」ご案内 労働局 雇用環境均等部

## 適用猶予業種対応コース(運送業)

令和6年4月1日から、自動車運転の業務にも 時間外労働の上限規制が適用されます。

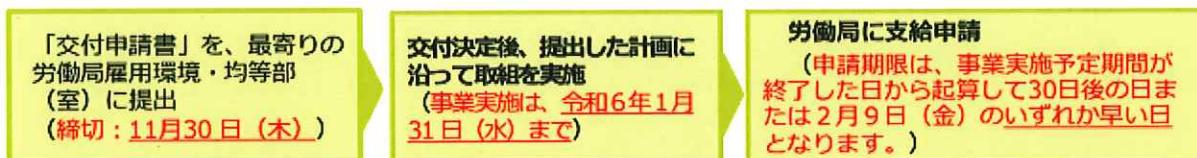
生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆様を支援するコースをぜひご活用下さい。

### 課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

### ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2023.4)

**対象事業主** 以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主である。(※1)
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している。
3. 交付申請時点で、36協定を締結している。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合は原則として、過去2年間において45時間を超える時間外労働の実態がある。など(※2)(※3)

(※1) 中小企業事業主の範囲 以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

・資本金または出資額が3億円以下/常時使用する労働者が300人以下

(※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなります。詳細はお問い合わせください。(※3) その他要件についてもお問い合わせください。



**助成対象となる取り組み ～いずれか1つ以上を実施してください～**

- ① 労務管理担当者に対する研修（勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます）
- ② 労働者に対する研修、周知・啓発（研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含む）
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行管理計の導入・更新  
（パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません）

**成果目標** 以下の「成果目標」の達成を目指して取り組んでください。

**① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。**

- ・ 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
- ・ 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定

**② 9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）**

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間あたりの賃金額を3%以上 または 5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

**助成額** 上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部が助成されます。【助成額最大880万円】

**【I の上限額】**

**1. 成果目標①の上限額**

| 事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数           | 事業実施前の設定時間数                                       |   |
|--------------------------------------|---|---|
|                                      | 現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場 | 現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場 |
| 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定          | 250万円   | 200万円   |
| 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定 | 150万円   | —   |

助成額は以下のいずれかの低い額

I 左記1～2の上限額 及び 下記3の加算額の合計額

II 対象経費の合計額×補助率3/4

（常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5）

**3. 賃金引き上げの達成時の加算額**

（常時使用する労働者数が30人以下の場合）

| 引上げ人数   | 1～3人 | 4～6人 | 7～10人 | 11人～30人                |
|---------|------|------|-------|------------------------|
| 3%以上引上げ | 30万円 | 60万円 | 100万円 | 1人当たり10万円<br>（上限300万円） |
| 5%以上引上げ | 48万円 | 96万円 | 160万円 | 1人当たり16万円<br>（上限480万円） |

**2. 成果目標②の上限額**

（新規導入に該当するものがある場合）

| 休憩時間数(※7)       | 1企業当たりの上限額 |
|-----------------|------------|
| 9時間以上<br>11時間未満 | 100万円      |
| 11時間以上          | 150万円      |

（常時使用する労働者数が30人を超える場合）

（適用範囲の拡大・時間延長のみの場合）

| 休憩時間数(※7)       | 1企業当たりの上限額 |
|-----------------|------------|
| 9時間以上<br>11時間未満 | 50万円       |
| 11時間以上          | 75万円       |

| 引上げ人数   | 1～3人 | 4～6人 | 7～10人 | 11人～30人               |
|---------|------|------|-------|-----------------------|
| 3%以上引上げ | 15万円 | 30万円 | 50万円  | 1人当たり5万円<br>（上限150万円） |
| 5%以上引上げ | 24万円 | 48万円 | 80万円  | 1人当たり8万円<br>（上限240万円） |

（※7）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



# ◆ 最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

## 1. 賃金引き上げに関する支援

### ① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）  
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



### ② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。



### ③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



### ④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



## 2. 生産性向上に関する支援

### ⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課  
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口  
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)  
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



### ⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）








経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課  
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)


中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。




|   |  |  |
|---|--|--|
| <p><b>⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）</b></p> <p>問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター</p> <p>電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p>   | <p>経営強化税制</p>  | <p>検索</p>  |
| <p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。</p>   | <p>(⑥と同じ)</p>     |  |
| <p><b>⑧ 事業再構築補助金</b></p> <p>問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター</p> <p>受付時間：9：00～18：00（日祝日を除く）</p> <p>電話番号：&lt;ナビダイヤル&gt; 0570-012-088 &lt;IP電話用&gt; 03-4216-4080</p>   | <p>事業再構築補助金</p>  | <p>検索</p>  |
| <p>ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>  |                   |  |
| <p><b>⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金</b></p> <p>問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター</p> <p>電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）</p>   | <p>ものづくり補助金</p>  | <p>検索</p>  |
| <p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。</p>  |                  |  |
| <p><b>⑩ 小規模事業者持続化補助金</b></p> <p>問い合わせ先：&lt;商工会の管轄地域で事業を営む方&gt; 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 <a href="https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/">https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/</a></p> <p>&lt;商工会議所の管轄地域で事業を営む方&gt; 日本商工会議所 電話：03-6632-1502</p> | <p>持続化補助金</p>  | <p>検索</p>  |
| <p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p>  | <p>(商工会地区)</p>  | <p>(商工会議所地区)</p>  |
| <p><b>⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金</b></p> <p>問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局</p> <p>電話：0570-666-424</p>   | <p>IT 導入補助金</p>  | <p>検索</p>  |
| <p>中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。</p>   |                 |  |
| <p><b>⑫ 事業承継・引継ぎ補助金</b></p> <p>問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局</p> <p>(経営革新事業)：050-3615-9053</p> <p>(専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043</p>   | <p>事業承継・引継ぎ補助金</p>   | <p>検索</p>  |
| <p>事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。</p>  |                 |  |

### 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援


|  |   |    |
|--|---|----|
| <b>⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン</b>  | 下請ガイドライン  | 検索 |
| 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669  |   |    |
| 親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。 |  |    |


|   |   |    |
|---|---|----|
| <b>⑭ パートナーシップ構築宣言</b>   | パートナーシップ構築宣言  | 検索 |
| 問い合わせ先：<「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765<br><「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688                                 |   |    |
| 下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。 |  |    |

|   |   |    |
|---|---|----|
| <b>⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」</b>                   | 官公需基本方針   | 検索 |
| 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669                               |   |    |
| 「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。 |  |    |


|   |   |    |
|---|---|----|
| <b>⑯ 官公需情報ポータルサイト</b>   | 官公需ポータルサイト  | 検索 |
| 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669   |   |    |
| 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。 |  |    |


### 4. 資金繰りに関する支援


|   |   |    |
|---|---|----|
| <b>⑰ セーフティネット貸付制度</b>   | セーフティネット貸付  | 検索 |
| 問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505<br>沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795 |   |    |
| 一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。           |  |    |


|   |   |    |
|---|---|----|
| <b>⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）</b>                        | マル経融資   | 検索 |
| 問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所<br>日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店 |   |    |
| 小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。               |  |    |

### 5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


|  |   |    |
|--|---|----|
| <b>⑲ 建設事業主等に対する助成金</b>   | 建設事業主等に対する助成金   | 検索 |
| 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク   |   |    |
| 中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。 |  |    |


|  |   |    |
|--|---|----|
| <b>⑳ 人材確保等支援助成金</b><br>問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク                          | 人材確保等支援助成金  | 検索 |
| 事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員<br>の職場定着の促進等を図った場合に助成します。 |  |    |


|  |   |    |
|--|---|----|
| <b>㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）</b><br>問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク      | 地域雇用開発助成金   | 検索 |
| 雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入<br>れた事業主に助成します。 |  |    |


|  |   |    |
|--|---|----|
| <b>㉒ 人材開発支援助成金</b><br>問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク   | 人材開発支援助成金   | 検索 |
| 従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を<br>従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。 |  |    |


6. 相談窓口・各種ガイドライン

|   |   |    |
|---|---|----|
| <b>㉓ よろず支援拠点</b><br>問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点                                  | よろず支援拠点   | 検索 |
| 中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口とし<br>て、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。 |  |    |

|   |   |    |
|---|---|----|
| <b>㉔ 下請かけこみ寺</b><br>問い合わせ先：(公財) 全国中小企業振興機関協会<br>各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618 | 下請かけこみ寺   | 検索 |
| 中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決<br>に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。       |  |    |

|  |   |    |
|--|---|----|
| <b>㉕ 働き方改革推進支援センター</b><br>問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター  | 働き方改革 特設サイト   | 検索 |
| 働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相<br>談や同一労働同一賃金に関する相談、長時間労働削減に関する相談など、働き方改革に向け様々な課<br>題を抱えている事業主の皆さまに対して、労務管理の専門家等が無料でアドバイスを行っています。 |  |    |

|   |   |    |
|---|---|----|
| <b>㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」</b><br>問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340  | ミラサポ plus   | 検索 |
| 中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使<br>ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や<br>活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。 |  |    |

|   |   |
|---|---|
| <p>各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム&gt;厚生労働省について&gt;所在地案内&gt;<br/>都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧</p> |  |
|---|---|

# ◆ 運行管理者 一般講習のご案内

5月末現在発表分

下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予約いただきますようお願い申し上げます。

◇ 受講対象者

- ① 運行管理者に新たに選任された方
- ② 運行管理者として選任されている方で今年度の対象者(2年度に1度受講下さい)
- ③ 前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】

今年度対象者は、前回の受講がR3年度(2021年度)の方および 2年度以上受講されていない方です。

## 運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

|   |  |  |
|---|--|--|
| 自動車事故対策機構   |  | <p><b>お問い合わせ先</b></p> <p>自動車事故対策機構三重支所<br/>〒510-0085<br/>四日市市諏訪町4-5<br/>四日市諏訪町ビル8階<br/>TEL 059-350-5188<br/>FAX 059-350-5189<br/>同機構のホームページ講習のご予約からお申込み下さい<br/><a href="https://k-yoyaku.nasva.go.jp/">https://k-yoyaku.nasva.go.jp/</a></p>   |
| <p><b>8/9(水)</b> 津 メッセウイングみえ</p> <p><b>8/10(木)</b> 津 メッセウイングみえ</p> <p><b>8/24(木)</b> 津 メッセウイングみえ</p> <p><b>8/25(金)</b> 津 メッセウイングみえ</p> <p><b>9/5(火)</b> 四日市 北部輸送サービスセンター</p> <p><b>9/6(水)</b> 四日市 北部輸送サービスセンター</p> <p><b>9/7(木)</b> 四日市 北部輸送サービスセンター</p> <p><b>12/21(木)</b> 津 メッセウイングみえ</p> <p><b>12/22(金)</b> 津 メッセウイングみえ</p> <p><b>1/10(水)</b> 四日市 北部輸送サービスセンター</p> <p><b>1/11(木)</b> 四日市 北部輸送サービスセンター</p> <p><b>1/12(金)</b> 四日市 北部輸送サービスセンター</p> |  |  |
| 日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会   |  | <p><b>お問い合わせ先</b></p> <p>日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会<br/>ホームページ<br/>一般講習開催のご案内から<br/>受講申込書でお申込み下さい</p> <p>TEL 052-589-2216<br/>FAX 052-589-2276</p>  |
| <p><b>7/21(金)</b> 津 トラック協会研修センター</p> <p><b>7/22(土)</b> 伊賀 伊賀輸送サービスセンター</p> <p><b>7/23(日)</b> 伊勢 伊勢トピア</p> <p><b>7/28(金)</b> 松阪 松阪輸送サービスセンター</p> <p><b>7/29(土)</b> 松阪 松阪輸送サービスセンター</p> <p><b>7/30(日)</b> 尾鷲 尾鷲研修センター</p>   |  |  |
| 上野自動車学校   |  | <p>上野自動車学校 ホームページ<br/>適性診断/運行管理者講習等指導講習(貨物)から<br/>受講申込書でお申込下さい</p> <p><b>お問い合わせ先</b> 〒518-0023<br/>三重県伊賀市野間233番地 TEL0595-21-1000</p>   |
| <p><b>6/29(木)</b></p> <p><b>7/20(木)</b></p> <p><b>10/24(火)</b> 伊賀 上野自動車学校</p> <p><b>11/24(金)</b></p> <p><b>1/26(金)</b></p>  |  |  |
| ヤマト・スタッフサプライ(株)   |  | <p>ヤマト・スタッフ・サプライ</p> <p>ホームページ講習のご予約からお申込ください<br/><a href="https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/reserve/calendar?label_id=480">https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/reserve/calendar?label_id=480</a></p> <p><b>お問い合わせ先</b></p> <p>TEL 052-228-9770<br/>FAX 052-228-9780</p> |
| <p><b>9/10(日)</b> 伊賀 伊賀輸送サービスセンター</p> <p><b>9/22(金)</b> 尾鷲 尾鷲研修センター</p> <p><b>10/14(土)</b> 松阪 松阪輸送サービスセンター</p> <p><b>11/18(土)</b> 津 トラック協会研修センター</p> <p><b>12/22(金)</b> 四日市 北部輸送サービスセンター</p> <p><b>1/13(土)</b> 松阪 松阪輸送サービスセンター</p> <p><b>2/13(火)</b> 尾鷲 尾鷲研修センター</p> <p><b>2/17(土)</b> 津 トラック協会研修センター</p> <p><b>3/2(土)</b> 伊賀 伊賀輸送サービスセンター</p> <p><b>3/22(金)</b> 四日市 北部輸送サービスセンター</p>   |  |  |

## ◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

5月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格 ならびに 補助者としての要件を満たす 運行管理者基礎講習です。

### 運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

|                         |                  |  |
|-------------------------|------------------|--|
| 自動車事故対策機構               |                  | 自動車事故対策機構のホームページ<br>→ 講習のご予約から<br>お申込み下さい  |
| 6/28(水)～30(金)           | 津 メッセウイングみえ      |  |
| 11/15(水)～17(金)          | 四日市 北部輸送サービスセンター |  |
| 11/28(火)～30(木)          | 津 メッセウイングみえ      |  |
| 1/15(月)～17(水)           | 四日市 北部輸送サービスセンター |  |
| 日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 |                  | ローカルネットワークシステム協同組合連<br>合会のホームページ→基礎講習開催の<br>ご案内→受講申込書でお申込下さい   |
| 6/30(金)～7/2(日)          | 伊賀 伊賀輸送サービスセンター  |  |
| 上野自動車学校                 |                  | 上野自動車学校の ホームページ →<br>適性診断/運行管理者講習等指導講習<br>(貨物)→ 受講申込書でお申込み下さい  |
| 6/21(水)～23(金)           | 伊賀 上野自動車学校       |  |
| 7/12(水)～14(金)           |                  |  |
| 11/29(水)～12/1(金)        |                  |  |
| 1/23(火)～25(木)           |                  |  |
| ヤマト・スタッフサプライ(株)         |                  | ヤマト・スタッフ・サプライ<br>ホームページ講習の予約からお申込ください<br><a href="https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety//reserve/calendar?label_id=480">https://reserv.y-staff-supply.co.jp/saf<br/>ety//reserve/calendar?label_id=480</a><br><input type="button" value="お問合せ先"/> TEL 052-228-9770<br>FAX 052-228-9780 |
| 7/4(火)～6(木)             | 尾鷲 尾鷲研修センター      |  |
| 9/2(土)～4(月)             | 津 トラック協会研修センター   |  |
| 11/8(水)～10(金)           | 松阪 松阪輸送サービスセンター  |  |
| 1/22(月)～24(水)           | 津 トラック協会研修センター   |  |
| 3/19(火)～21(木)           | 四日市 北部輸送サービスセンター |  |

## ◆ 整備管理者 選任後研修 開催のご案内

**整備管理者選任後研修は同封の一覧表の日程で開催されます**

整備管理者に選任されている方が2年度に1回受講する必要のある研修です。

### 重要

**ご注意** 今回から受講申込みは  
**電子メール 申込みに変更** となりました。

申込方法 三重運輸支局のホームページ「トピックス」に掲載されております  
「令和5年度【整備管理者】選任後研修開催のお知らせ」  
「申込用エクセルファイルはこちら」から、整備管理者選任後研修受講申込書を  
ダウンロードし、必要事項を記入のうえ 申込専用アドレスに受講申込書を添付し、  
**電子メール** でお申込みください。

申込先 三重運輸支局 整備管理者選任”後”研修 申込専用アドレス

**cbt-mie-seikanato@ki.mlit.go.jp** (※申込受付期間にご注意ください)

エクセルファイルが使用できない、電子メールによる申込ができない場合は、  
三重運輸支局 整備(保安)担当 Tel 059-234-8411 にご相談ください。

※ 受講料無料、日程は 同封しました別紙「整備管理者選任後研修一覧表」をご確認ください。

# ◆ 不正改造車排除運動

6月1日(木)～ 6月30日(金)

国土交通省は 毎年6月を不正改造車排除強化月間としています。

過積載等を目的とする不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱す要因の一つとなっています。トラック協会も 不正改造を排除する運動を展開しています。

会員各社におかれましては、**別紙の不正改造防止自主点検票を活用し、車両の状況を確認していただきますようお願いいたします。**

**なお、点検結果の報告は必要ありませんが、継続して定期的な点検をお願いいたします。**

|  |                     |                       |
|--|---------------------|-----------------------|
| 重点排除項目                                   | 窓ガラスへの着色フィルム等の貼付    | ②土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠  |
| ・タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し                     | ・灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等 | の取付け及びリアバンパの取外し・切断    |
| ・基準不適合のマフラー装着(切断・取り出し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等) | の取付け並びに義務灯火器の取外し    | ③基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付 |
| ・速度抑制装置の取外し、解除/改造、変更                     | 基本排除項目              | ④シートベルト警報装置を解除する用品取付け |
| ・前面ガラスならびに運転者席及び助手席の                     | ①直前直左の周辺状況を確認するための鏡 | ⑤前面ガラスへの装飾板の装着        |
|  | 又はカメラ及び画像表示装置の取外し   | ⑥不正な二次架装              |

## ◆ 新規入会会員様のご紹介

|      |                        |       |              |
|------|------------------------|-------|--------------|
| 会員名  | 合同会社 SPIRALNET         | T E L | 059-375-7266 |
| 代表者名 | 伊達 秀彰                  | F A X | 059-378-6884 |
| 支 部  | 鈴鹿支部                   | 規 模   | 車両11両、従業員15名 |
| 所在地  | 〒513-0826 鈴鹿市住吉5丁目8-25 |       |              |

|      |                         |       |              |
|------|-------------------------|-------|--------------|
| 会員名  | 株式会社 ハマトモ               | T E L | 059-379-0905 |
| 代表者名 | 濱田 秀幸                   | F A X | 059-378-9365 |
| 支 部  | 鈴鹿支部                    | 規 模   | 車両5両、従業員5名   |
| 所在地  | 〒513-0827 鈴鹿市大池2丁目15-14 |       |              |

## ◆ 会員様の所在地変更等(会員名簿訂正)

| 会員名   | 変更事項   |
|---|--|
| 北勢支部 (株)プライド物流<br>名鉄急配(株)<br>マルエイ運輸(株)<br>(株)山運 | 住所/510-1231 三重郡菰野町神森888番地1<br>代表者名/氏原 賢二<br>マルエイトランスポート(株)<br>退会 |
| 近畿石油輸送(株)<br>(有)高橋運輸                            | 代表者名/杉浦 肇<br>FAX/059-374-1122                                    |
| 鈴鹿支部 日本梱包運輸倉庫(株)<br>(株)弥生運輸                     | FAX/059-372-2111<br>会社名/(株)日之出運輸                                 |
| 松阪支部 宮前陸運(有)<br>ドリームライン(株)                      | 退会<br>代表者名/小倉 淳司   |
| 伊賀支部 (株)筒井商事<br>(株)山中運輸                         | 住所/519-1414 伊賀市御代917番地<br>住所/518-1155 伊賀市治田鳥屋ヶ丘2506-20           |
| 利用 (株)ホンダロジスティクス                                | 代表者名/清水 宏  |



## ◆ 政策協議会のご報告

令和5年度第1回 政策協議会(支部長会)を開催しました。

日時 令和5年5月10日(水)14:00～

出席者 小林会長、桑員/北勢/鈴鹿/津/松阪/南勢/伊賀/紀北/南紀 各支部長

- ・ 令和5年度通常総会に上程する議案、ならびに 総会時に行う運転者表彰の受章候補者確認、通常総会の開催要領について打合せが行われました。
- ・ その他 ①三重県トラック運送事業政治連盟と自由民主党三重県トラック支部の令和4年度 収支報告 ②令和5年度助成金の交付要綱の改定 ③栄町駐車場の取得報告 ④各支部の概況報告や意見交換が行われました。

## ◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告

・ 一般社団法人三重県トラック協会 理事会 及び 交付金運営委員会 が開催されました。

日時 令和5年5月24日(水)14:00～

出席:理事22名/24名中、監事2名、

オブザーバー:青年部会2名 女性部会1名

・ 議長となる小林会長は下記の挨拶を行ったのち議案の審議に入った。

出席者への謝意を述べた後、コロナ感染症も第5類に移行... ようやく出口が見え始め... 一歩ずつコロナ前の日常生活を取り戻し始めている。これまでは協会事業も縮小せざるを得なかった... しかしそのなかで、業界を取り巻く環境は燃料高騰、円安物価高、2024年問題と、非常に厳しい状況となっている。

トラック協会は、アフターコロナ、会員ファーストで、新年度事業を強力に推進していきたい。本日の議事の進行に協力をお願いします。旨の挨拶を行った。

### ・ 議事事項

(1)近代化基金融資 第2次分推薦

(2)三重県トラック協会

令和5年度 通常総会上程議案について

①令和4年度事業報告・公益目的支出  
計画実施報告

②令和4年度収支決算報告  
(貸借対照表、正味財産増減計算書)

③理事の欠員に伴う補充選任

④令和5年度事業計画及び収支予算

(3)運転者表彰規程に基づく被表彰者候補

(4)令和5年度通常総会開催要領について

(5)陸災防三重県支部

令和5年度 総会議案について

①令和4年度事業報告・収支決算

②令和5年度事業計画(案)・収支予算(案)

③役員欠員に伴う補充選任

### ・ 報告事項

①令和5年度助成金交付要綱について

②栄町駐車場の取得について

③三重県トラック運送事業政治連盟

令和4年度 収支報告について

④自由民主党三重県トラック支部

令和4年度 収支報告について

⑤協会長・専務理事の職務執行状況

⑥新規入会会員

⑦今後の行事日程

・ 議事内容の説明と理事からの意見発言の後、トラック協会、陸災防とも議案全てが承認されました。

なお、特記報告事項はありません。

\* 協会に対するご意見ご相談等をお寄せ下さい。

三重県トラック協会 FAX 059-225-2095

